今治市新伯方公民館・体育館で使用する電力調達事業仕様書

１　概要

　（１）件名　　　　　今治市新伯方公民館・体育館で使用する電力調達事業

　（２）需給場所　　　別紙１のとおり

　（３）業種及び用途　公共施設

２　仕様

（１）供給電気方式等

　　ア　供給電気方式　　　　　交流３相３線式

　　イ　供給電圧（標準電圧）　6,000ボルト

　　ウ　標準周波数　　　　　　60ヘルツ

　　エ　受電方式　　　　　　　１回線受電方式

　（２）契約電力及び年間予定使用電力等

　　ア　契約電力　　　　　　　別紙２のとおり

　　　　高圧の施設において各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大

需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

　　イ　年間予定使用電力量　　別紙２のとおり

　（３）契約期間

　　　　令和７年(2025年）12月１日０時から令和９年(2027年)３月31日24時まで

　（４）電力量等の検針

　　ア　自動検針装置　　　　　有

イ　電力会社の検針方法　　遠隔自動検針（予定）

　　ウ　計量器の構成　　　　　電力需給用複合計器

　（５）保安上の責任分界点

　　ア　需給地点　　　　　　　別紙１のとおり

　　イ　電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点は需給地点と同一

３　その他

（１）見積金額の算定に当たっては、力率100％とし、燃料費調整額及び「再エネ特措法」に基づく賦課金は含めないこととする。

　（２）力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、中国管内の旧一般電気事業者の小売部門が定める電気需給要綱による。

　（３）電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

　　ア　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

　　イ　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

　　ウ　力率の単位は、１％とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

　　エ　料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

　　オ　消費税及び地方消費税相当額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

　　カ　契約条件等により、他に定めがある場合には、その定めによるものとする。

（４）事業者は、伯方島内で発電された再生可能エネルギー電力（再生可能エネルギー電気特定卸供給含む）を購入し、今治市新伯方公民館・体育館に電力供給すること。ただし、伯方島内で発電された再生可能エネルギー電力が今治市新伯方公民館・体育館の使用する電力量に満たない場合は、事業者保有の再生可能エネルギー電力等にて不足分を供給し、実質再生可能エネルギー100％電力として供給とすること。

（５）供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100％とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、次のとおりとする。

　　ア　自社施設で発生した再生可能エネルギー電力又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電力とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）

　　イ　非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電力由来の証書であってFIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電力由来のＪ-クレジット

（６）工事期間中の電気料金（令和７年12月１日（予定）から令和８年３月19日（予定））については、工事施行事業者の負担となるため協議の上決定すること。

（７）令和７年12月～令和８年３月までは、工事及び事務所移転前の期間となるため、想定よりも使用電力量が、かなり少なくなる想定である。

４　実績報告

　本仕様書の供給先に係る毎月の実績報告を提出するものとする。実績報告については、内訳（契約電力、使用電力量、最大需要電力、力率、単価、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等）を明記するものとする。

　なお、様式については発注者と受注者の間で協議し、決定するものとする。

５　添付資料

　（１）別紙１　需給場所及び需給地点等

　（２）別紙２　契約電力及び年間予定使用電力量